

第14回 安来市農業委員会議事録

令和3年8月23日 午後2時00分 第14回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木 吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 原 美穂子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和3年8月23日 1日
日程第 3	議第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	報第72号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出について
日程第 5	議第58号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議第59号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
日程第 7	議第60号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	報第73号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 9	報第74号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 10	報第75号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 11	報第76号 土地改良区からの地目変更届出の通知について
日程第 12	報第77号 非農地判断の実施について

5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第14回農業委員会を始めさせていただきますと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第14回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君
ありません。

議 長：岡田 一夫君

日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 11番 新田委員、12番 塩見委員 を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君

日程第3 議第57号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページから4ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、4件で、すべて所有権移転に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約500m圏内 農機具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機を所有しています。労働力は本人と妻、息子の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関する要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約300m 農機具は、田植え機1台、トラクター1台、コンバイン1台、運搬機1台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。3番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関する要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約50m 農機具は、コンバイン1台、草刈り機1台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。4番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関する要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約2km圏内 農機具は、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人と父2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番と2番の案件について 15番 佐々木委員 お願いします。

15番 佐々木 吉茂君

15番 佐々木でございます。番号1と2についてご説明いたします。申請人は同じでございます。この方は兵庫県へ転出して長らく住んでおられましたが、この度、今まで農地をずっと任せ管理をしていただいていた方に譲り渡すという話がまとまったため申請に至りました。番号1につきましては、譲受人は18,000㎡ほどの農地を意欲的に経営し、長年にわたって当該農地を管理しておられました。この方が譲り受けられることによって、周辺の農地に与える影響はないものと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。また、番号2につきましては、譲受人は意欲的に農業をしておられまして、地域で主要の立場にあり、また推進委員もしておられます。こういった方が受けられるという事で、周りの農地に対する影響は、今まで作っておられた関係もありますのでないものと考えております。委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

3番と4番の案件について 13番 板金委員 お願いします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。3番と4番についてご説明を申し上げます。3番につきましては、譲受人と譲渡人は兄弟でして、先代からの相続で長男の譲渡人、地元に残った譲受人がそれぞれ相続したのですが、譲渡人が高齢となり、こちらへ帰ってくる予定もないということで、この度、譲受人の方へという申請でございます。譲受人はこれまで7,612㎡を、近隣の方々にお願いをしながら経営を行っておりまして、許可後も同じく耕作作業は委託しながら経営していくという事ですので、この申請について問題はないと、影響を与えることはないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。続きまして4番ですが、譲渡人と譲受人は親子でして、今までも一緒に耕作しておりましたけども、譲渡人が高齢になり、この度、譲受人に経営を譲るための申請となっております。この申請によって周囲に影響を及ぼすことはないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 報第72号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による2a未満農地の転用における届出書の提出がありましたので報告するものです。6ページに案件の内容、7ページに申請位置の地図を付けておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条による2a未満農地転用の届出は、1件です。1番の転用目的は農業用倉庫です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第5 議第58号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。9ページに案件の内容、10ページから15ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、6件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関する特定土地改良事業とは、昭和38年度から昭和39年度に施行した団体営久白地区区画整理事業及び島根県が昭和44年度から平成10年度に施行した県営飯梨川かんがい排水事業のことです。転用目的は、分家住宅で、権利の種類は所有権の移転です。譲受人は、現在妻と子供3人、妻の両親との計8人で妻の実家にて生活しており、本人は令和3年9月就農予定の農業研修生です。今年度、妻の兄夫婦が実家に帰ってくるようになっており現在の住まいでは手狭になることから戸建住宅の建築を計画しました。今後現在の住まい周辺での営農を考慮しており、近隣にて候補地を検討しましたが、実家敷地には建築可能なスペースがなく、周辺宅地等への建築も所有者の同意が得られな

かったため周辺農地への影響を考慮してやむなく当申請地が選定されたものであります。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。2番は、土地の区分は、安来市役所伯太庁舎から300m以内にある農地のため第3種農地と判断します。転用の目的は、個人住宅で権利の種類は所有権の移転です。譲受人が現在住んでいる住宅は老朽化してきているうえ、子供が通う中学校まで距離があり通学には不便を感じており、新居を建設するための土地を探していたところ、学校から程よい場所に当該地が見つかりました。農地以外の土地も探しましたが、適当な土地は見つからずやむなく当該地を申請するものです。第3種農地は、農地法第5条第2項第1号のロの規定により、転用の実現性などの一般基準を満たせば許可となります。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。3番は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関する特定土地改良事業とは、島根県が昭和44年度から平成10年度に施行した県営飯梨川かんがい排水事業のことで、転用目的は、真砂土置場及び運搬車両置き場、権利の種類は所有権の移転です。譲受人は従業員14名を雇用し、運送事業、土木工事用資材販売事業を行う会社です。現在は販売用資材を常時2,500立方メートル程度敷地内に堆積しており、月に1,200立方メートルほど販売していますが、今後さらに月1,200立方メートル程度の需要増を見込んでおり、あらたな資材置場を求めて敷地拡張が計画されました。既存敷地に隣接する雑種地への拡張も検討されましたが、同じく不足している会社保有車両および従業員駐車場としての利用が決まっており、既存敷地と一体利用できるのは本申請地しかなかったことからやむなく選定されたものであります。これは、農地法施行規則第35条第5号、既存の施設の拡張に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。4番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、倉庫敷地及び花壇で、権利の種類は所有権の移転です。譲受人は、申請地に隣接する宅地に住宅を建てて、4人家族で生活しています。正面玄関右手を物干場及び自転車置き場にしており、近隣住民や通行者からよく見える場所であるため、これらを家の裏手に移転し、移転元にあるプレハブ倉庫2基を本申請地に移転し花壇を整備する計画です。自宅敷地内及び自宅周辺にて移転先を検討しましたが、自宅敷地はすでに手狭であり、近隣の所有者の同意も得られないため、やむなく農地である申請地が選定されました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。5番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、分家住宅で、権利の種類は使用貸借権の設定です。譲受人は、現在安来市月坂町の借家にて生活しておりますが、子供の出生・成長に伴い手狭になってきたため、住宅の建築を計画しました。市街化の進む地域で住宅用地の取得も検討しましたが、予算を考慮すると決断にはいたらず、家族に相談すると妻の実家から土地を使ってもよいということになりました。妻の実家の自宅敷地は母屋、倉庫、農業用施設があり、増改築をして同居するだけの広さがなく、周辺の農業に影響のない本申請地をやむなく選定されたものであります。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。6番は土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電設備です。権利の種類は、地上権の設定です。譲受人は、太陽光発電事業を行う個人事業主です。伯太町安田地内で1,961㎡の太陽光発電事業を計画し、農地以外の適地を探しましたが見つからず、譲渡人の了解が得られたため、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、太陽光発電設備を設置するものです。太陽光発電の第2種農地の転用については、代替性の無いことが許可基準となっており、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行うこととされています。譲受人は、申請において3箇所の農地以外の土地及び市街化区域内農地との申請地の比較評価を行った資料を提出していま

す。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、 です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 2番 足立委員 お願いします。

2番 足立 仁行君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君

2番の案件について 15番 佐々木委員 お願いします。

15番 佐々木 吉茂君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君

3番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番 渡邊 克実君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君

4番の案件について 17番 吉村委員 お願いします。

17番 吉村 正君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君

5番の案件について 3番 永塚委員 お願いします。

3番 永塚 知芳君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君

6番の案件について 4番 北中委員 お願いします。

4番 北中 宏一君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を2班12番 塩見委員 お願いします。

12番 塩見 秀雄君

12番 塩見です。現地調査の報告をいたします。今月の調査班は2班で、武上班長、永塚委員、仲佐委員、渡邊克実委員、渡辺和則委員、そして発表者、私、塩見と實重局長、名原係長で事務局の方で説明を受

けた後、現地を確認して参りましたので報告いたします。まず1番案件ですが、農地法第5条の分家住宅です。申請理由については、先ほど事務局より説明がありましたので省きたいと思います。地元委員の足立委員より説明を受けました。今回の申請地は久白町■■■■の地目は田、455㎡、分家住宅ですが、施工方法は、隣接する家側及び周辺はL型擁壁で、後は盛土をし、整地する。雨水は北側の側溝へ流す。汚水は合併浄化槽を設置して北側の側溝へ流すという事でありました。関係書類等も添付されておりましたので、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。続いて2番案件ですが、農地法第5条の個人住宅です。申請理由については、先ほど事務局より説明がありましたので省きます。地元委員の佐々木委員より説明を受けました。今回の申請地は伯太町東母里■■■■、地目は田、409㎡、個人住宅です。施工方法については隣接する農地の境界、家側との境はL型擁壁でやり、家より約50cm離して設置されます。高さは90cmくらい盛土し整地するという事です。雨水は東側の水路へ流すという事です。生活排水は合併浄化槽を設置し、東側水路に流すという事です。関係書類等も添付されておりましたので、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。続いて3番案件ですが、農地法第5条、真砂土置場及び運搬車両置場という事があります。申請理由については、先ほど事務局より説明がありましたので省きます。地元委員の渡邊克実委員より説明を受けました。今回の申請地は赤江町■■■■、地目は畑、1,168㎡、真砂土置場及び運搬車両置場です。これに対する施工方法ですが、南側はブロック2段積、西側は土把で止めると、砂利を入れて当分の間は地固めをすると、その後使用するという事でありました。雨水は既存の排水路がありますのでそちらに流し、汚水は発生しません。関係書類等添付されておりましたので、調査班としては許可妥当と判断いたしましたので、委員の皆様方のご審議よろしくお願い申し上げます。続きまして4番案件ですが、農地法第5条の倉庫敷地及び花壇という事があります。申請理由については、先ほど事務局より説明がありましたので省きたいと思います。地元委員の吉村委員より説明を受けました。今回の申請地は広瀬町町帳■■■■、畑、94㎡の農地であります。そこに倉庫敷地及び花壇を作るという事でありました。現状の状態で利用するという事であり、造成はしない。雨水は北側の用水路へ流出させる。関係書類等添付されておりましたので、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。続いて5番案件ですが、農地法第5条の分家住宅、申請理由については、先ほど事務局より説明がありましたので省きます。地元委員の永塚委員より説明を受けました。今回の申請地は田頼町■■■■、畑、138㎡、■■■■、畑、105㎡、■■■■、畑、386㎡の3筆です。ここに分家住宅を建てるという事があります。施工方法ですが、道路の高さまで盛土し、整地する。西側はL型擁壁、北と東側は法面処理をします。雨水は既存の排水路に流す。汚水は合併浄化槽を設置し、そこに流すという事でありました。関係書類等も添付されておりましたので、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。最後ですが、6番案件について、農地法第5条の太陽光発電所の設置という事があります。申請理由は先ほど説明がありましたので省きたいと思います。地元委員の北中委員より説明を受けました。今回の申請地は伯太町安田■■■■、地目は田、1,961㎡、太陽光発電設置です。これの施工方法ですが、現状の地形のままで草刈りをして、設置するという事です。パネルは64枚1組の2箇所、68枚1組の2箇所、計4ブロックで設置します。雨水は原則として敷地内浸透処理をします。南側に斜めに向けて建てるという事があります。関係書類等添付されておりましたので、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

- 議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
- 議 長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。
- 議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。
- 議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
- 議 長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。
- 議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。
- 議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
- 議 長：岡田 一夫君
次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。
- 議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。
- 議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
- 議 長：岡田 一夫君
次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。
- 議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。
- 議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
- 議 長：岡田 一夫君
次に、6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第6 議第59号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

16ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり相続税の納税猶予に関する適格者証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。17ページに案件の内容、18ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の相続税の納税猶予に関する適格者証明願は1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番案件について、地区担当である木戸委員と事務局名原で納税猶予申請地の現地調査をしましたところ、すべて農地として適正に管理されておりました。また、申請者は、これらの農地の近隣に住んでおり、引き続き全部耕作されますので適格者であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 5番 木戸委員 お願いします。

5番 木戸 芳己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第7 議第60号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

19ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、22ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が4件、3,828㎡、使用貸借が8件、9,483㎡、全体で12件、総面積が13,311㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

農林振興課の奥野でございます。私からは議第60号についてご説明いたします。詳細は23ページからになります。今月の利用集積計画ですけれども、番号1から6まで全て利用権設定でございます。番号4の借受者は6月の農業委員会会議で中海干拓安来地区農地借入あっせん申出があり、借受者として適格とされたものです。いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第8 報第73号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

24ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。25ページから30ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地5筆が、このたび、賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和3年7月15日となっております。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第74号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

31ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。32ページから33ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、4件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第75号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

34ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。35ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、2件で、すべて農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第76号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

36ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。37ページをご覧ください。今月の通知は2件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第12 報第77号 非農地判断の実施について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

38ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。39ページから40ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、山中若しくは山沿いにある農地から192筆を抽出し、さる7月8日に農地対策委員会において確認しました。その結果、農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地182筆、面積86,013㎡をこのたび、非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。送付は、8月を予定しています。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第14回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時55分)